



東京税理士会日本橋支部会報

第132号
 平成24年5月1日

東京税理士会日本橋支部
 〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10
 ホックコ人形町ビル
 ☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
 ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 藤山清春
 編集人 広報部長 高橋美津子
 印刷 (株) 税 経



嵯峨野 祇王寺 (広報部)

税界放談

先日 (平成24年3月2日) 東京地裁で、50億円の相続税をめぐり納税者勝訴の判決が出た。相続税の財産評価通達189の株式保有特定会社の要件を満たしながら、裁判所は、「通達

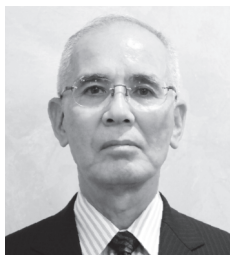
自体には合理性はあるが、株式保有に關する状況は大きく変化しており、この会社の株式に対する評価の合理性は認められない」と判断した。

学問的には通達は法源に含まれないこととされているが、通達を法源として用いた租税判決は多々散見されていた。本件事案はこれまでの裁判所の判断に一石を投じることとなる。

ところが大阪高裁平成24年2月16日判決は疑問がある。

こちらは代物弁済により従業員持ち株会が有していた自己株式の取得が、所得税法25条のみなし配当にあたるかどうか、そして法181条の源泉徴収義務が生ずるかどうか、「資産」「支払い」の定義をめぐり争われ、文理解釈による納税者の主張は認められなかった。

(T.T.)



確定申告期を終えて

支部長 ふじ やま きよ はる 藤山清春

今年の桜は、寒波により開花が遅れましたが、会員の皆様は、花見をされりフレッシュされた方も多くおられたことと思います。

日本橋さくら通りも葉桜になりました。

「葉ざくらや人に知られぬ昼あそび(永井荷風)」
「葉ざくらや奈良に二日の泊り客(与謝野蕪村)」
などの俳句から「葉ざくら」は、のどかな風景を連想させますが、所得税の確定申告時期を終えた私たち税理士が、ほっと一息した後の充電期の心境にも似ているようです。

さて、会員の皆様には、1月から始まった電話相談をはじめ、所得税確定申告の期間中に税務支援事業にご協力いただきありがとうございました。

具体的には、①1月24日～3月15日に神田税務署で開催しました「確定申告電話相談センター」に10名(延べ75名)、②2月23日に三越日本橋本店(夢ロード)で開催しました「税理士記念日無料税務相談」に10名、③2月27日～3月2日に日本橋公会堂で開催しました「日本橋支部の確定申告無料相談」に23名、④2月17日～3月15日に東京国税局1階共用講堂で開催しました「麹町支部・神田支部・日本橋支部の合同による確定申告無料相談」に9名、⑤2月10日～3月15日に新宿のアクアプラザで開催しました「パソコンによる確定申告センター」に4名(延べ17名)、⑥2月16日～3月14日に東日本橋二丁目町会会館で開催しました「青色申告会員に対するe-Tax代理送信」に1名(延べ5名)の会員にご協力いただきました。

電話相談は、前年と同様に沢山のコールがあり、受話器を置いても、すぐにベルが鳴る状態は珍しくなかったようです。大変ハードな対応に加え、文書照会とは異なり、具体的な相談内容のポイントを聞き取るまでに大変ご苦労されたケースもあり、本当にお疲れ様でした。

一方、本年は、税務署における相談事務が廃止

されたことに伴い、各相談会場とも昨年をはるかに上回る相談者が訪れました。特に日本橋公会堂における相談件数は倍増しました。各会場では、昼食時間が大幅にずれ込んだ会員や、18時まで相談に応じられた会員もおられました。多くの会員には大変なご苦労をおかけし、本当にお疲れ様でした。

また、青色申告会会員を対象としたe-Tax代理送信は、昨年の3倍強という飛躍した送信件数になりました。電子申告ができる会員が代理送信を選択されたケースもあったようですので、単純に3倍強という数字だけで評価することはできませんが、青色申告会会員に対する電子申告推進の効果が具現され、大変喜ばしいことです。

ところで、昨年11月末現在における代理送信割合(税理士数に占める代理送信者数の割合)を見てみますと、所得税・法人税・消費税(法人及び個人)及び法定調書合計表のいずれの割合も日本橋支部の順位は、48支部の中では下位に位置しています。本年の3月末現在のデータを入手していませんが、当支部会員の代理送信割合は、多少上昇したものと思われます。しかし、他支部も頑張っていますので下位低迷からの脱却は難しいと思われれます。

日本橋支部としましては、情報システム委員及び電子申告推進委員を中心に電子申告の推進に努めているところです。

電子申告を始めてみようと思っている会員には、上記委員がサポートしますので、遠慮なくお申し出ください。

まずは、「電子証明書」を取得することがスタートラインです。スタートラインに立ったら、支部事務局に連絡してください。サポート隊員を派遣します。スタートラインは、ご自分で好きな時に引くことができます。

さあ、始めましょう「電子申告」を!



書面添付制度の普及・定着を期待

日本橋税務署長 わか おせい いち 若尾 誠一

平成23年分の所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったITを利用した申告・納税の一層の推進を図り、円滑かつ確実な事務処理に取り組んだ結果、無事に終了することができました。

これも一重に、日本橋支部の皆様方による無料申告相談の実施、パソコン申告センターあるいは電話相談センターへの派遣など、多岐にわたる積極的なご支援・ご協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

さて、「書面添付制度」につきましては、日本橋支部におかれましても制度の定着・普及に向け取り組んでいただいているところかと存じますが、本制度の趣旨等について、いま一度述べさせていただきますと思います。

本制度は、税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成した場合、当該納税者に税務調査の日時場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、税務代理を行う税理士（税理士法人）に対して、添付された書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない（同法第35条第1項）こととされているものであります。

つまり、税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するというもので、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図るためのものであり、また、税理士に対して付与された権利の一つでもあります。

しかし、税理士の皆様が同制度を積極的に活用しようとしたにも関わらず、顧問先の理解が得られず、利用を断念せざるを得ないケースもあると伺い

ました。制度の普及のためには、税理士の皆様のみならず納税者の皆様にも制度の効果やメリットをご理解いただく必要があろうかと存じます。

書面添付制度の効果としては、次の4点が挙げられます。

- ①税理士の社会的信用・地位の一層の向上
- ②適正申告の向上や納税者との信頼関係の醸成
- ③税理士の責任範囲の明確化
- ④実地調査の省略又は効率化への期待

特に④につきましては、税務調査の事前通知前に税理士から意見を聴取したことによって、疑問点が解消し、それ以上調査の必要がないと認められたときには、記載内容が良好でない書面を添付しているときなどを除き、「現時点では調査に移行しない」旨を、文書（「意見聴取結果についてのお知らせ」）により連絡します。調査に移行した場合であっても、事前に意見聴取を実施しておりますので、調査が効率よく行われるものと考えられます。

また、添付書面は、事前通知前の意見聴取に限らず、署における申告書の審理や調査の要否の判断においても積極的に活用し、調査事務の効率化を図っていくこととされています。

制度の利用により、実地調査の負担が軽減される場合もあること等について、納税者の方にさらなるPRをしていただければと思います。

なお、同制度の普及・定着には、これまで記載内容の充実（質の向上）をお願いしてまいりましたが、今後は、『量＝書面添付割合の向上』が重要と考えております。

私どもといたしましても、添付書面を申告審理に積極的に活用するとともに、「意見聴取の積極的な実施」によって申告内容の疑問点の解明に努め、「調査省略通知」を適正に実施してまいり所存でございますので、皆様におかれましては書面添付割合の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。



証券化・組合スキームの基本



ゆもと やすひろ
湯本 康弘

初めに

私は昨年登録したばかりの新米で、このような伝統ある広報誌の論文を任せられる器ではないと思いますが、金融という税理士が普段扱うことのない分野での経験が多いことから、白羽の矢を立てて頂きました。僭越ではございますがしばしお付き合い下さい。

証券化という言葉は1990年代中くらいから良く耳にすることが増えたと思いますが、ここ十年くらいで金融スキームの一種として定着した資金調達手法です。そのスキームの中ではSPCと呼ばれるペーパーカンパニーや、匿名組合と呼ばれる組合を使ったものが多数あります。

ペーパーカンパニーとは言え法人ではありますが、組合も決算をし、配当なるものがある以上、所得は生まれますので、それに携わる税理士としても一定の知識が必要になってきます。本稿はそんな証券化や組合の用語、仕組み等の基礎について述べてみたいと思います。

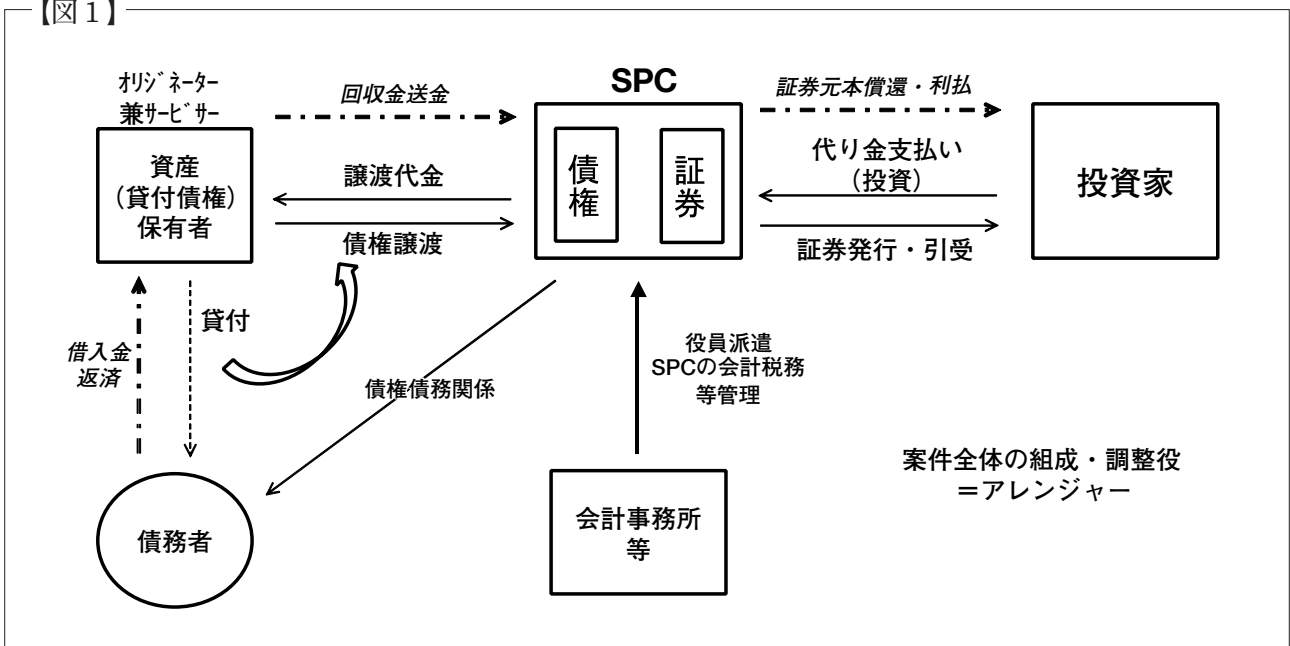
I. 証券化の基本

1. 証券化とは

端的に言うと、『「資産」を何かの「仕掛け」を使って、「証券」の形に変えること』となります。換言すると「資産が生み出す収益（キャッシュフロー）を担保に資金調達する手法」または「資産のリスクを証券に換えて、他に転嫁する手法」を言います。

図1ですが、これが証券化のもっとも基本的な形となります。資金調達をしたい資産保有者がいて、その資産を担保に資金調達をしたいとします。不動産なら登記制度もあり、また担保としての明確な価値がありますが、例えば「貸付債権やオフィスビルの賃料等将来キャッシュを受領すべきであろう債権」そのままでは、金融機関や投資家はなかなかそれを担保にはお金を貸してくれません。そこで図1のような証券化のスキームを組んで、将来のキャッシュフローを担保にして資金調達する仕組みを作るのです。

【図1】



2. 資金調達的手段

従来企業が資金調達する際には、銀行等の金融機関から不動産を担保に融資を受けるか、企業の信用力を背景に社債を発行するか（以上をデッド（負債）ファイナンスという）、新株を発行して返済不要の資本を入れてもらうか（エクイティファイナンスという）しかありませんでした。しかし証券化という手法が生まれたことで、資産の一部を切り離して資金調達する可能性が広がることとなりました（アセット（資産）ファイナンスという）。特に証券化のスキームを組成することによる資金調達をストラクチャード・ファイナンスと言います。

さて、ではどのような企業が証券化を使って資金調達するのでしょうか。

銀行に対する与信枠に余裕のある企業は銀行で借りた方が金利は低いです。また、社債を発行できる企業は投資家はその企業ならお金を出してもいいという程信用力があるということなので、やはり金利も低くその方が有利です。証券化は関係者が多いスキームを作らなくてはならないのでコストが嵩みます。よって銀行から追加では借りられず、社債も発行できず、不動産などの担保もないが、将来キャッシュフローを生む資産を保有している企業が証券化を利用します。また、パチンコやレジャーホテル等公序良俗の観点から銀行が貸し渋る業種の資金調達にもよく使われます。

3. 証券化の仕組・用語

証券化は図1のように関係者の多いスキームとなることがほとんどです。それぞれ関係者は証券化の中では特別な用語で特定されます。

まず、資金調達したい人・資産保有者のことをオリジネーターと言います。そして資産を売却した後もその債権から生じるキャッシュフロー（元本や利息等）を回収する役割も引き続き行うことが一般的です。その回収する役割を担う人をサービサーと言います。また案件全体をコントロールする役割をする人をアセット・マネージャーまたはアレンジャーと言います。例えばマンションの証券化等の場合、そのマンションの修繕をどうするか、賃料の上げ下げに関わる判断等、従前は資産保有者＝大家がやっていたことを代わりに行います。またそのマンション自体を売却して資金化するというスキーム全体のポートフォリオの管

理もします。

図1の真ん中にある、資産を譲り受けて証券を発行する（資金を借り入れる）立場の事業体をSPE（Special Purpose Entity）「特別目的事業体」と言います。この役割には法人、組合、信託になることが一般的で、特に法人の場合をSPC（Special Purpose Company）「特別目的会社」と言います。このSPCは資金を回収し、投資家に対し元利を支払うだけの特別の目的のために設立されるので、ペーパーカンパニーであることが通常で、会計事務所等の資金管理、会計税務を行う役割の人が役員も派遣し、総合的に管理することが多いです。

II 証券化に使用される事業体

1. 二重課税の排除について

証券化に使用されるSPE（事業体）は、飽くまでも資金調達や、リスク移転のためのスキームに使用される目的であるため、事業体の収益に課税されてしまうことによる投資家への配当の減少は避けなくてはなりません（事業体・投資家段階でのダブルタックス）。SPEとして信託を利用した場合は、法人税法12条の信託導管論に基づき、信託受益者がすべての損益を享受することになりますので、ダブルタックスになることはありません。しかしSPC（法人）を使用する場合には、スキーム組成の段階でいかにSPCで課税されないようにするか、効率的なタックスプランニングが必要になります。通常の法人では利益を最大限に追求しますが、SPCではなるべく収益を残さず利息などで投資家に流し、わずかな収益若しくはキャッシュがショートしない程度にギリギリの赤字にするよう組成することが求められます。

2. 特定目的会社（TMK）

1990年代の資産流動化（証券化とほぼ同義）の隆盛と共に、証券化を円滑に行うための法整備が進められ、1998年9月に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（資産流動化法・SPC法）が施行されました。特定目的会社（TMK）とは、資産流動化を行うための上記法律に定められた法人（狭義のSPC）で株式会社等と同様の法人格となります。

TMKを証券化に使用するためには、資産流動化計画を含む業務開始届出書を総理大臣（東京では関

東財務局経由)宛に、提出しなければなりません。会社の計算は株式会社等とほぼ同じですが、決算期末後3か月以内に金融商品取引法に基づいた監査を受けなければならず、その監査済の事業報告書を各地方の財務局に提出しなければなりません。

TMKには証券化を行う上での税務上のメリットがあり、その最大のものが法人税における支払配当の損金算入です。通常の法人では配当は税引き後利益から支払わねばなりません、TMKではその配当可能所得の90%超を配当する等、一定の条件をクリアすれば、その支払い配当を全額損金算入できます(措法67条の14)。また案件実行に際しては、不動産登録免許税や不動産取得税等の軽減が受けられます。

一方で、法人税の軽減税率や、受取配当金の益金不算入、外国税額控除等の措置法上のメリットは適用除外となっています。

特定目的会社で資金を調達するために発行する社債や借り入れる借入金はそれぞれ特定社債、特定借入という言葉で定義されます。また、出資も当該特定目的会社を設立するための、いわゆる出資金に当たる特定出資と、利益の配当を優先的に受けるための優先出資に分けられます。通常、当該スキームを構築・維持するための当初費用を投資家である優先出資者が負担するため、利益も優先出資者に対しそのほとんどを分配します。

3. 組合

証券化では事業体(SPE)として、法人(SPC)、信託の他に種々の法律が規定する組合形式を利用することが多いです。ここではその組合をそれぞれ紹介致します。

●任意組合 民法667条以下に規定

各出資者が共同で事業を営むことを契約して作られる無限責任の組合形式です。法人格はありません。組合財産は共有で、共通持分を有します。業務執行は原則として全組合員で行いますが、契約によって業務の執行を特定の組合員(業務執行組合員)に委任することができます。

活用例：ジョイントベンチャー、コンテンツファンド、レバレッジド・リース等

●投資事業有限責任組合 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく

(Limited Partner Ship,LPS)

任意組合と共通性を有します。ただ、出資の

形態に差異があり、LPSでは「無限責任社員」のみならず、業務を執行せず、出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う「有限責任社員」を設けることができます。またLPSには登記制度があり、登記をすることにより善意の第三者に対抗できます。

活用例：投資ファンド

●匿名組合 商法535条以下に規定

各出資者は金銭を出資しますが、業務執行は組合の営業者が行います。出資者は匿名組合員として、出資額に応じた利益の分配を受けるのみです。共同事業性がなく、組合員は営業者の背後に隠れ、組合員同士の横のつながりはありません。法人格もありません。

組合財産は営業者のものであり、出資者はその財産につき何らの権利も持ちません。共同事業者として名前を出したくない時に業務執行をする営業者に出資することで、共同で事業を行うことに利用できます。(匿名性)

活用例：証券化、オペレーティング・リース等

○参考：合同会社 会社法575条以下に規定

(Limited Liability Company, LLC)

合名会社、合資会社と共に持分会社として規定されています。従来からある合名、合資は出資者が無限責任であるために使い勝手が悪かったことにより、平成17年の会社法制定の時に新たに作られた法人格です。計算、税務は株式会社とほぼ同様ですが、会社更生法の適用がないので担保権の強制執行がないこと、監査役の設置が不要なこと、設立に際し登録免許税が安価ということで証券化SPCによく使用されています。

4. 組合の計算・会計税務

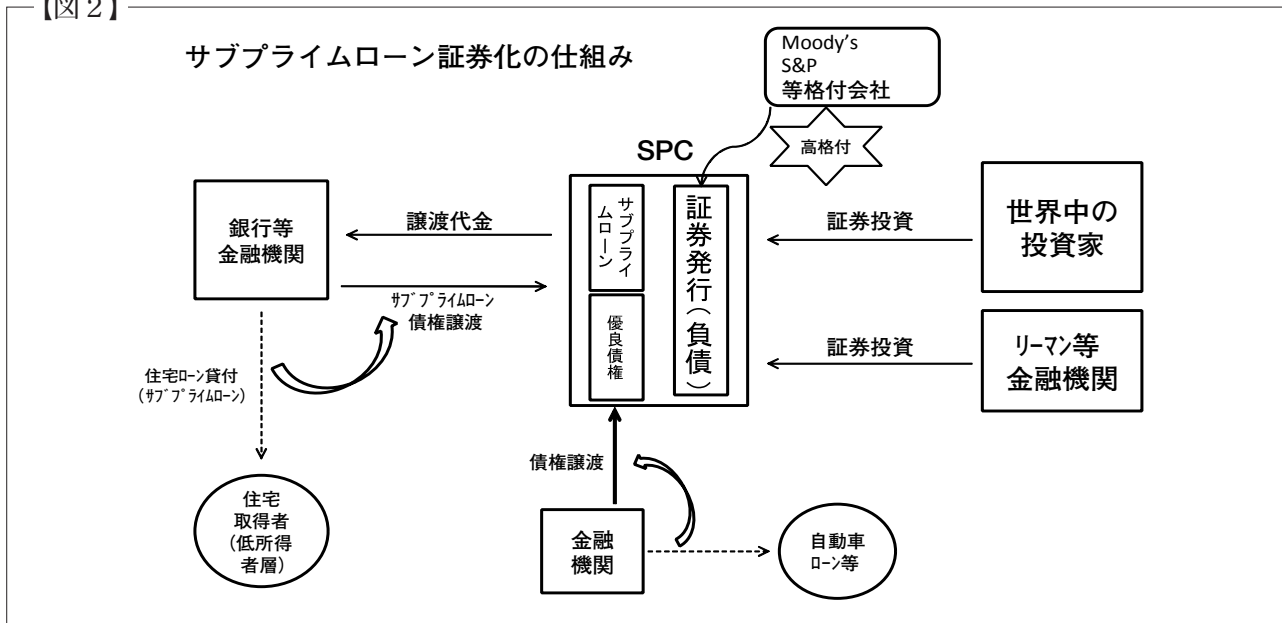
●任意組合・LPSの会計・税務

共に組合財産は組合員の共通持分なので、組合事業から生じる損益は各組合員に直接帰属する、構成員課税(パススルー課税)となります。但し、組合員で損失を取り込む際には、法人・個人別に一定の制限があります。

・個人出資者の場合

個人が組合事業から生じる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、当該組合事業による不動産所得の損失の額は生じなかったものとみなされます(措法41条の4の2)。

【図2】



・法人出資者の場合

法人組合員の組合損失について、組合債務の責任の限度額が実質的に組合資産の価額とされている場合等には、出資の価額を超える部分の損失については損金不算入とされます。出資額を超えて負担した損失については、翌事業年度以降の利益と相殺できません（措法67条の12）。

●匿名組合の会計・税務

組合事業から生じる損益は各組合員に直接帰属する、構成員課税（パススルー課税）となります。営業者が組合事業の計算を行い、その損益を組合員に分配することで、組合には課税がされないこととなります。計算は通常の法人と基本的に同様ですが、決算は任意に設定できるので、分配の回数に応じて年間決算を複数回（月2回でも）設定することができます。決算後は匿名組合報告書により、BS/PL、分配金額を明記した計算書を組合員に交付します。金銭の分配がある場合は、営業者に対し分配時に20%の源泉徴収義務があります。任意組合、LPS同様組合員で損失を取り込む際には法人・個人別に一定の制限があります。

・個人出資者の場合

匿名組合員は共同事業者というよりも単なる出資者としての色合いが濃いため、その分配は出資の対価として見られるので「雑所得」となります。例外的に組合員がその事業に参画する場合に、所得区分を不動産所得や事業所得とすることができますが、限定的です。

・法人出資者の場合

任意組合・LPSと同様です。

Ⅲ 世間を賑わせた証券化の論点

ここでは証券化スキームを使用した金融商品が引き起こした金融問題・税務訴訟の事例をご紹介します。

1. サブプライム問題

サブプライム問題とは、「サブプライムローン」を証券化した商品がデフォルトしたことが契機となって起きた世界的信用収縮です（図2）。

『背景』

アメリカが、ITバブル崩壊や2001年のNYテロ事件以降の不況に対処するために低金利政策を断行。企業は社債発行などの直接金融に走ったために銀行等は金余り状況になりました。折しもアメリカには住宅取得ブームが訪れたために、金融機関は低所得者層向けに、取得した不動産を担保としてローンを積極的に貸し出しました。

これがいわゆるサブプライムローンです。

『サブプライムローンとは』

低所得者（サブプライム層）向けローン。借入れ当初の金利は低いですが、2～3年経過すると急激に金利が上がる設定となっていました。当時米国では住宅価格が騰がっていたため、担保価値上昇により低い金利への借り換えができました。

『サブプライムローンの証券化』

金融機関は貸し出したローンを証券化により転売し、そこで回収した資金で更にサブプライムロ

ーンを貸付。証券化されたローンは、自動車ローン等他のリスクの低い債権と混合されることにより優良な証券に変わって、世界中の投資家に販売されました。

『住宅バブルの崩壊』

2006年頃から住宅バブルが崩壊し始めました。住宅価格が下がり、担保価値急落。サブプライム層は借り換えが進まず、高い金利が支払えなくなりデフォルトが相次ぎました。証券化商品の担保となっていた不動産も売却価格が下がっているのので、証券化商品の元利払いも滞り、証券化商品の価値が暴落。すると投資目的で保有していた世界中の投資家・金融機関が多額損失を計上しました。中でも莫大な損失を出したのがリーマン・ブラザーズです。そしてそのリーマンが破綻したことにより、信用収縮が蔓延し、2008年の世界的金融危機に繋がって行きました。

2. 航空機リース事件

平成17年名古屋高裁で課税庁側が敗訴した、課税要件における事実認定のあり方を争った民法上の組合契約をつかった節税商品をめぐる訴訟事件です(図3)。

『スキーム概要』

航空機、船舶のレバレッジドリース(近年はオペレーティングリース)を使用した多くの節税商品は図3のスキームの形を基本とします。このスキームは、法定耐用年数に比べ経済的耐用年数の長い物件(航空機、船舶、プラント設備等)の税務上のメリットを狙ったものです。リース物件

(航空機)の法定耐用年数を超えるリース期間を設定することで、賃貸人(組合)が航空会社から受け取る1年当たりのリース料を低く抑え、さらにリース物件の減価償却を定率法で行い、かつ借入金の金利を費用化することで、リース期間の当初は減価償却費、支払金利等がリース料収入を上回るため、組合事業は赤字となります。出資者は組合の損失分配を取り込み、本業の利益と通算することができました。

当初は法人税(所得税)の負担減、リース期間中央から最後にかけて利益分配となり、最後は航空機を中古市場で売却した利益の現金分配を受けて終了となるので、納税のタイミングを遅らせる効果が期待できました。

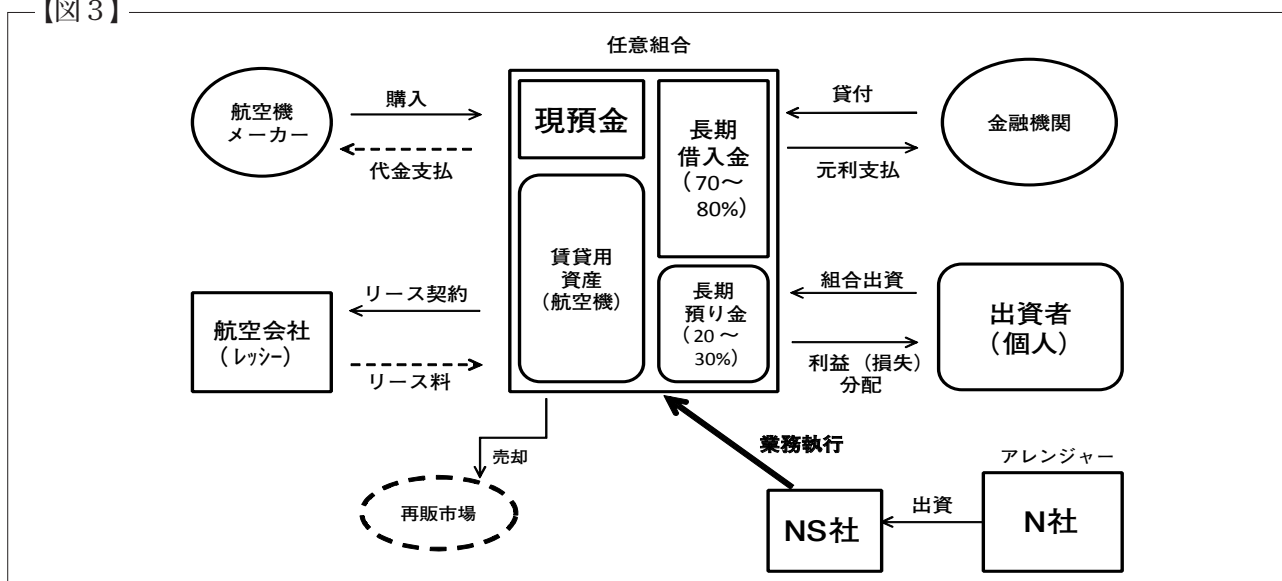
『課税庁の主張』

上記スキームで損失分配を受けた個人投資家達はその確定申告において、当該リース事業による(負の)所得が不動産所得に当たるとして、その減価償却費等を必要経費に算入していました。

これに対し課税庁は次の主張をしました。

「このスキームは、NS社が業務執行を主に行っており、個人投資家は単に出資をしたのみなので共同事業者に当たらない。よって個人投資家の締結した組合契約は民法上の組合契約ではなく、利益配当契約にすぎないため、同所得は雑所得であって損益通算は許されない」 課税庁は当該スキームが、航空会社のファイナンスが根底にあるものの、個人投資家の節税目的に組成されたのは明確であるために、実質課税の大儀のもとで表面的

【図3】



な契約（民法上の組合契約）があるにも関わらず、それを捻じ曲げて（利益配当契約を捻出して）課税を強いてきたこととなります。

『判旨（地裁）』

「特段の合理的理由がないのに、通常は用いられることのない法的手段・形式を選択することによって、所期の経済的効果を達成しつつ、通常用いられる法律行為に対応する課税要件の充足を免れ、税負担を減少させあるいは排除する場合には、租税回避行為としてその有効性が問題となり得るが、租税法律主義の観点からは、このような場合であっても、課税要件を充足したものとして扱うためには、これを許容する法律上の根拠を要

すると解すべきである。」として課税庁の主張を退けました。

『この訴訟の意義』

組合を使用した節税スキームでありましたが、実質課税を主張した課税庁に対し、司法は租税法律主義の観点から外形的であっても契約が有効なものであれば、それを覆い覆すだけの法律的根拠がなければ課税は認められないとの判断を下しました。この判決以後組合の税制には多数改正が実施されました。また、これ以降事実認定についての訴訟が増加しましたが、概ね課税庁には分の悪いものとなっており、近年司法は租税法律主義を重く見ている傾向にあると言えます。

随 筆

趣味・特技「裏道探し」

須 佐 正 秀

ひところ、自己紹介を求められた際、趣味・特技欄に「裏道探し」と書いていた時期がある。裏道とは、必ずしも近道のことではない。少しばかり遠回りでも、車で目的地に早く到着できるルートのことである。

子供が小学生の頃、ミニバスケットボールチームに入っていた。大会や練習試合で県内（千葉）各地に遠征する。多い年は、年30回を超えていた。送迎は親たちの役目である。朝、集合場所に集まり、会場までクルマ数台に分乗して移動する。他の人より早く着けば優越感が味わえる。親どうし静かな競争意識が生まれていたようだ。そこで「裏道探し」となった訳である。

自衛隊では、道路地図を丹念に読んで目的地に早く着く訓練をさせられるそうだ。これを思い出し、前の日に地図の細かい部分を、いいルートがないか目を凝らして読んだものだ。時には、住宅地図を広げて確認もした。事前に実際に走って調べたこともある。

最大の発見は、佐倉市の南部弥富地区にある開発地域「ちばりサーチパーク」内の道路である。



立派な道路が数キロ通っている。バブル崩壊のせいか、進出企業はほとんどない。信号もない。新しい道路なので、地図の上でも目立たない。従って、クルマの通りも少なく、高速道路並みに走れる。

ご存じのように、千葉県は、弓なりに曲がった房総半島が大部分である。いきおい、道路も曲がっているものが多い。すべての道路は千葉市に向かうが、住まいの松戸から県を横切る道路はない。「ちばりサーチパーク」内の道路の発見は、九十九里方面に抜ける時間をずいぶん短縮できた。当然のこと、他のご父兄にも自慢げに、このルートを披露したことは言うまでもない。

翻って税理士の日常。苦慮するのは、事実認定を伴うクライアントからの相談。私にとっての三

大難問は、寄付金、貸倒損失、評価損である。満足のいく回答はなかなか提供できない。

ところで、新しい発見もある。昨年12月2日から施行された税制構築法。「更正の請求」が5年間でできるようになった。納税環境が整備され、更正が5年できるのと歩調が合わせられたのである。ただし、遡及適用はない。施行日以後に申告期限が到来するものからの適用となる。

早速、5年前の売上に過大計上が見つかったので、何とかならないかとの相談を受けた。これは今回の改正では救済されない。しかし、運用で、5年前のものも「更正の申出」として受け付けてくれるという（国税庁HP参照）。5年前のものだから、期限は迫っている。3月決算だから、申告期限の5月まで出せばいいのか迷う。期限ギリギリに出したら、申出が正当だとしても、更正そのものができなくなってしまうのではないかと、この疑問に出くわした。もう一度、条文と国税庁HPの「お知らせ」を読む。きちんと手当てがされている。5年の期限ギリギリに出された「更正の請求」は、さらに更正できる期間が6カ月伸びる（通70条3項）。一方、「更正の申出」というと、認められなかった場合の不服申し立てができないと「お知らせ」にある。運用なので当然であろう。法律で認められた「更正の請求」だから6カ月伸びる。「更正の申出」は、運用なのだから、6カ月伸びる対象にはならないと解釈せざるを得ない。課税当局が、調査により事実確認を行える余裕を残して提出する必要があるということになる。こう考えて、期限より3カ月前に「更正の申出書」を提出し、事なきを得た。

クライアントの相談に苦慮する税理士業にも、こんな発見の喜びもある。新しい発見は、「裏道探し」にも似た喜びでもある。



日本橋支部での 出会い

あべ しんじ
阿部 慎史

平成22年4月より日本橋3丁目に事務所を構え、早いもので2年が過ぎました。日本橋に来た頃は、仕事も少なく、高島屋の横の満開の桜並木を

ゆっくり眺めながら歩くことができていましたが、昨年、そして今年と少しずつ忙しい3月を過ごせるようになりました。

日本橋支部に来てからは野球部に入部し、先輩方と一緒に楽しく汗を流しています。私が野球と出会ったのは3歳の頃です。高校は早稲田実業に進学し、高校2年の夏に控え捕手として甲子園に出場。その後早稲田大学に進学し、大学4年で正捕手、副キャプテンとしてチームを引っ張り、充実した学生時代を過ごしました。あまりに充実した野球生活を送ってきたため、3歳から始めた野球も大学卒業と同時にすっぱりとやめることにしていました。もはや野球に未練はまったくありませんでした。



税理士登録をするとき、税理士会では野球が盛んだという噂も聞いていて、実際最初に登録をした芝支部の支部長面接でも「君は野球とカスポーツはやるのかね?」と問われたので、迷わずに「まったくやりません。」と答えたのを覚えています。そんな私がなぜ日本橋支部で野球をしているのか……。

出会いとは面白いもので、日本橋支部には「仲間」がいると感じています。私はもともと同業者の連携、いわゆる「横の繋がり」というものが嫌いでした。本来ならライバル関係にあるはずの同業者が仲良くすることの意味がわからなかったのです。しかし日本橋に事務所を構えて数ヵ月後に、日本橋支部の野球部に所属する山科先生と大澤先生が私の事務所にお越しくださり、野球部への勧誘を受け、入部することになりました。失礼ながら最初は「どうせ中途半端な活動をするサークル活動だろう」と思っていたので、徐々にフェードアウトしようかと考えていました。ところが実際に練習に参加してみると、メンバー全員が高

い向上心と、勝つことへの強いこだわりを持って野球に取り組んでいることに驚かされました。

「東京会で優勝して支部長を胴上げする!」という目標を掲げていて、今では私もどっぴりと野球部に入れ込んでいます。

こういう強い連帯感で繋がっている人たちを「仲間」と感じるのだと思います。野球部には試合に出る人、応援する人、様々ですが、全員が強い連帯感で活動を盛り上げています。そのような「仲間」の存在が私の税理士としての生活をより一層充実させてくれています。その意味で、日本橋支部に移ってきて、支部の活動に参加してよかったですと感じています。そして支部の仲間と出会えたこと、そのような出会いを作ってくくださった山科先生と大澤先生には感謝しています。

この随筆が掲載される頃、日本橋支部が東京会の野球大会で優勝していることを信じて、筆を置かせていただきます。



ベーターは、夜は動かないので昼間しか渡れません。お出かけになる人はお気をつけ下さい。

皆さんの中には、暖かくなって屋外で活動したくてうずうずしている方も多いでしょう。日本橋支部には、野球、ゴルフ、テニス、ボウリング、囲碁、カラオケという厚生活動があります。

ジョギング、ウォーキング、ハイキング等、屋外活動を目的としたサークルがあってもいいかとひとり秘かに思っています。



東京ゲートブリッジ を走って

きのしたじゅんいち
木下純一

皆さん、ゲートブリッジをご存知ですか?若洲ゴルフリンクスでゴルフをされた方は見ておられると思いますが、江東区若洲から大田区に東京港の上(東京港第三航路)を跨ぐ恐竜みたいに見える橋です。

平成24年2月12日に開通した自動車専用道路です。そのこけらおとしとして 2月4日、車道を走る会があり走ってきました・当日は好天微風のランニング日和でした。若洲公園から、橋を渡って折り返す、8.4キロのコースでした。

シリアルに走る人もいましたが、多くの人は、カメラを片手に、仲間と談笑し写真を撮りながらコースを、周りの景色を堪能してエンジョイランニングをしていました。

私も、写真を撮りながら1時間以上かけて、楽しく1人で(涙?)走ってきました。

この橋には、歩道があります。エレベーターで昇って東京側についています。そこから、スカイツリーや東京タワーを見ることが出来ます。エレ



3週連続 フルマラソン!?

たかなしゆかり
高梨由香理

確定申告のシーズンは、フルマラソンのシーズンでもあります。今年は東京マラソンがまさかの2年連続当選だった為、3週連続フルとなりました。日頃のストレスを週末走るパワーに変え、目指すは全部サブ4!(=Sub Four、4時間未満 ㊤広報部)今回は、その完走記です。

2/12 第3回いわきサンシャインマラソン

昨年参加して、とても楽しかったのですが、その一月後、震災が起きました。今年の開催は無理だろうと思っていたら、「日本の復興をいわきから!」をスローガンに早々と開催を決定。

これは、参加しないと!コースは、ところどころ地震の爪痕が残っていたものの応援は昨年と変わらず、小名浜漁港には、大漁旗が掲げられ沢山の元気をもらいました。

寒すぎて、トイレに3回も行ってしまう、3:58でフィニッシュ。

2/19 第1回熊本城マラソン

熊本市が政令指定都市になったことを記念しての大会です。記念すべき第1回大会ということで、一番初めにエントリーしていました。ミニーに仮装して出走。仮装ランナーは、沿道の応援をダイレクトに受けられます。あの応援を体験してしまうと、もはや普通の格好で走ることができません。

たとえ疲れていても、「ミニーちゃん頑張れ!」の応援に笑顔で応えます。

熊本市役所前をスタートして、ゴールは熊本城。お城は高台にある為、41kmの看板を見てからの上り坂はきつかった。

最後の最後でペースダウン。3:45でフィニッシュ。

東京マラソン2012

去年はミニーで参加したが、同じ仮装が多すぎた為、今年は白雪姫で参加。「姫、ガンバレ!」の応援は、すっかりはまりました。



寒すぎず、暑すぎず、風もなく、沿道の応援も最高、景色も最高、ボランティアの笑顔も最高!

やっぱり東京マラソンは特別です。

フルマラソンも3週連続となると、最初から足が重かったけど、3:43でフィニッシュ。

こうして無事3レース、少しずつ右肩上がりのタイムで終了しました。

ところで、3週連続フルマラソンとなると、走行距離126.585kmにもなります。

体重はどのくらい減っただろうか?

驚くことに、全く変わらず…むしろ若干増加!

「あれだけの距離を走って、その体型を維持するなんて、ある意味奇跡だね。」と事務所では「奇跡のボディ」と言われています。

それって、褒め言葉?

更なる仮装に磨きをかけ、今年もまだまだ走ります!!



マラソンは人生そのものだ

みかじりただちか
ニヶ尻 忠 敬

先日、伝統の青梅マラソン30kmを走ってきた。伝統があるので、参加者もかなり多いし、沿道の応援やボランティアの給水とかも多い。マラソン走っているのに、おなかいっぱいになってしまうくらい給水や食べ物が出てくる。かなり楽しい大会である。片道15kmのコースを往復するコース。帰って来ると沿道の人から「おかえり〜」と声をかけられる。「頑張れ〜」と言われても実はあまり嬉しくない。頑張れの応援に少々疲れてしまう。だけど、「おかえり〜」は嬉しい。

さて、マラソンを始めるきっかけとなったのは、4年前に友人の会社で駅伝に参加するけどメンバーが足りないから5kmに出てもらえないかということで参加してからだ。

その時は、練習は1回だけしただけで参加して、オーバーペースにより1km走ったところでバテってしまった。苦しいマラソンとなった。

その半年後、また走ってみたいくなり皇居の周りを1周とちょっと走る5.1kmの大会に参加して、小学校1年生の女の子に負けてしまった。自分の人生負けたままでいいのか?ということで私のマラソン人生が始まった。

では、マラソンの魅力は何なのか?

マラソンは人生の生き方と似ている部分があるのかなと思う。まず、自分の現在位置を知る。どれくらいのペースで走れば苦しくなく走れるかという現在位置だ。そしたら、自分がどれくらいのタイムで走れるか計算ができる。その後、大目標を立てて、小目標も立てる。そして、レースで結果を検証する。検証したら、次のレースでの目標を立てる。こんな感じでレースが繰り返されていく。

人生も、目標立て、検証、次の目標立てみたいな感じで組み立てて行く。非常に似ている。本当か? (笑)

実は、よくマラソンの話をすると、走っている間退屈だという声を聞く。私はそんなことはない。なぜなら、常にタイムを計算していて、このペースだとどれくらいのタイムで走れるかとか、

足が重くなりタイムが落ちてきたから、目標を修正したりしている。音楽も聴いているが、音楽を楽しむというよりも曲のリズムに合わせて頭の中で電卓を叩いている。職業病か？（笑）

普段は、ハーフマラソンに出ている、フルマラソンは年1回と決めている。フルマラソンはかなりきついの、年1回にしている。筋肉痛が5日間も続くので、体にも良くはないと思う。しかし、それでもフルマラソンを走るのは、やはり達成感が得られるからだと思う。人生も目標があって達成した時の喜びは素晴らしいものだ。マラソンも人生と似ているので、達成したら喜びも大きい。

きつとマラソンが流行りだしたのも、健康だからという理由より達成感が得られるからという方が大きいからではないかと思う。

マラソンブームはいつまで続くかわからないが、人生を楽しむように、マラソンも人生と共に楽しんで行きたいと思う。



各部だより

[総務部]

支部幹事会報告

平成23年12月14日（水）16時00分～17時11分

I 審議事項

1. 新年賀詞交歓会（平成24年1月12日（木）の件

新春講演から賀詞交歓会までのタイムスケジュールと担当者割りを承認可決した。

2. 平成23年分確定申告期の無料相談等の件

- (1) ①税理士記念日（2/23）担当税理士10名
- ②支部の確定申告無料相談会（2/27～3/2）担当税理士20名、待機者5名、受付責任者は税務支援対策部員が担当
- ③国税局に於ける確定申告無料相談（2/17、2/20～2/24、3/12～3/15）担当税理士10名

提案のとおり承認可決した。

- (2) 齋藤税務支援対策部長から、日本橋青色申告会よりe-Taxの送信指導依頼があり、今年度は4日間の要請があり、日本橋支部より派遣することとした。報酬は青色申告会の負担である。との報告があった。
3. 八団体合同賀詞交歓会の件
平成24年1月27日（金）開催の八団体合同賀詞交歓会への参加費について負担額を承認可決した。
4. 観劇会の件

平成24年3月23日（金）明治座で「石川さゆりオンステージ」を開催することを承認可決した。

II 報告事項

1. 税務功労者感謝状贈呈式（11/18）の件
2. 東日本大震災による被災者及び避難者向け無料税務相談（11/26～27）の件
3. 支部と東京国税局関連部長及び税務署長との連絡協議会（11/28）の件
4. 日本橋税務懇話会（12/7）の件
5. 登録調査（12/8）の件
6. 税理士雑談室（12/9）の件
7. 法人会との懇談会（12/9）の件
8. 署との定例連絡会（12/13）の件
9. 日本橋税務署への新年挨拶（H24/1/6）

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成24年1月19日（木）10時30分～11時48分

I 審議事項

1. 平成23年度各種無料相談担当者の慰労会開催（3月16日（金））の件
23年度中に実施及び実施予定の各種無料相談等に参加・協力を頂いた方々を対象とした慰労会を開催することを承認可決した。
2. 平成24年度賀詞交歓会会場、日時の件（平成25年1月）
平成24年度の賀詞交歓会を平成24年1月9日～18日の間に開催することを執行部に一任、場所

はロイヤルパークホテルで開催することをそれぞれ承認可決した。

3. 観劇会の件

3月23日開催の観劇会の支部負担額を承認可決した。

II 報告事項

1. 支部中間監査 (12/19) の件
2. 新年賀詞交歓会 (1/12) の件
3. 登録調査 (1/16) の件
4. 新年挨拶の件 (中央都税事務所1/5、日本橋税務署1/6)
5. 賀詞交歓会 (東京税理士会1/10、京橋支部1/13) の件
6. 納税者支援センター相談員の推薦の件
7. 明日の税理士会を担う人材の育成制度における育成プログラム (施行事業) 受講者の推薦の件
8. 東北税理士会作成「災害に係る所得税等の取扱い質疑応答集」の配付の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成24年2月14日 (火) 10時30分～11時50分

I 審議事項

1. 常会開催 (4月19日 (水)) の件
常会を4月19日午後1時00分～1時45分に東実健保会館で開催することを承認可決した。
2. 役員選挙管理委員会委員推薦の件
選挙管理委員が任期満了となることから、前年に引き続き荒木慶幸会員、石橋國朗会員に了承をいただき、本件は幹事会の決議事項であり審議の結果承認可決した。

II 報告事項

1. 八団体合同賀詞交歓会 (1/27) の件
2. 税理士雑談室 (1/19、2/10) の件
3. 登録調査 (2/13) の件
4. 東京税理士会・東京税理士政治連盟合同セミナー (2/13) 開催の件
5. 青色申告会との協議会 (2/14) の件
6. 仙台市で開催される被災者向け無料税務相談会の件
7. 明日の税理士会を担う人材育成制度における育成プログラム受講者の推薦の件
8. 署との拡大定例連絡会 (4/13) の件
9. 支部経理取扱要領の一部改正の件

10. その他

税を考える週間・税理士記念日の無料相談会を開催している日本橋三越前地下通路の利用が今後困難となった旨の報告が総務部長よりあった。

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成24年3月22日 (木) 10時32分～11時58分

I 審議事項

1. 顧問・相談役会開催の件
4月27日 (金) 16時00分から北濱で開催することと参加者の負担費用について承認可決した。

II 報告事項

1. 確定申告無料相談 (2/27～3/2) の件
2. 税理士記念日無料相談 (2/23) の件
3. 確定申告電話相談センター (2/1～3/15) の件
4. パソコンによる申告センター (2/1～3/15) の件
5. 各種無料相談担当者の慰労会 (3/16) の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

[研修部]

支部会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。

我々税理士は、納税者の権利を擁護し、納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。納税者の期待に応える為に日々研鑽が必要です。是非、本会並びに支部が開催する研修会にご参加下さい。

また、支部では毎月1回雑談室を開催しています。17時半からの開催と参加しやすい時間帯です。開催予定は、毎月の発送物の「書類送付のご案内」の一番下の所に記載されています。

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成23年12月6日 (火) 13:30～16:30

講 師：税理士 和氣 光氏

会 場：綿商会館6階

テーマ：誤りやすい消費税の実務

日 時：平成24年1月12日 (木) 13:00～16:00

講 師：有田 芳男氏 (郷土史研究家) ほか

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：日本橋人形町 いま むかし

※ 支部新年賀詞交歓会 第一部

日 時：平成24年2月2日 (木) 13:30～16:00

講師：日本橋税務署 担当官
会場：日本橋公会堂ホール
テーマ：平成23年分確定申告に当たっての留意事項

日時：平成24年3月22日（木）14:00～16:00

講師：税理士 平川 忠雄 氏

会場：日本橋支部会議室

テーマ：平成24年度税制改正要綱を読む
（インターネット中継によるライブ配信研修会）

日時：平成24年4月11日（木）14:00～17:00

講師：(株)新日本保険新聞社 取締役企画部長
榎原 正則 氏

会場：東実健保会館6階大ホール

テーマ：企業経営に役立つ生命保険の有効活用と
保険税務の勘所

日時：平成24年4月19日（木）14:00～17:00

講師：日本橋支部会員 成田 一正氏
（税理士法人おたか代表社員）
市川 康明氏
（税理士法人おたか社員税理士）

会場：東実健保会館6階大ホール

テーマ：平成23・24年度税制改正に関する税理士
として押さえておくポイント

《最近実施した税理士雑談室》

日時：平成23年12月9日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成24年1月19日（木）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成24年2月10日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成24年3月23日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成24年4月13日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

[厚生部]

〈野球部〉

野球部の活動に関してご報告致します。24年1月以降も引き続き3役として大澤監督、引地マネージャー、主将を私渡辺が務めることとなりました。昨年は、秋の本大会において3回戦で麴町支部と同点ジャンケンの結果惜しくもベスト8止まりとなりました。しかしながら強豪ひしめく第一

ブロック・リーグ戦においては、2年連続優勝という好成績を収める事ができました。

年明け1月より毎月2回の練習を重ね、個々の打撃力・守備力の向上及び連携プレイや走力を絡めた少ないチャンスで得点をあげる練習などを繰り返し繰り返し練習してきました。この冬場は日本橋支部としての野球像をチームで共有し、攻撃にも守備にも共通イメージを持って大会を迎える準備をしてきました。

24年3月までの活動状況は以下のとおりです。

1月18日（浜町グラウンド）

1月25日（浜町グラウンド）

2月1日（浜町グラウンド）

2月17日（浜町グラウンド）

3月21日（月島グラウンド）

3月28日（台東区スポーツグラウンド 葛飾支部主催 支部合同練習試合）

1月23日には昨年のチーム出塁率王者の阿部会員が主催者となり本大会優勝、第一ブロック3連覇を祈念して新年会が行われ現役・OB選手、関係者の方々多数で懇親を深めました。

3月28日に行われた4支部（日本橋・葛飾・新宿・上野）合同練習試合では、下記の結果を残し本大会を迎えます。

対 新宿支部 6-1 勝

対 上野支部 3-2 勝

そして3月26日に行われた春季大会抽選会では、大澤監督の強運のもと第一試合は神田支部と4月9日に初戦を迎える事となりました。

順調に勝ち進んだ場合のスケジュールは次のとおりです。

初戦 4月9日 大銀杏グラウンド 10:20～12:00

2回戦 4月9日 大銀杏グラウンド 14:10～15:50

3回戦 4月17日 桜グラウンド 10:20～12:00

4回戦 4月17日 桜グラウンド 14:10～15:50

準決勝 4月23日 桜グラウンド 10:10～12:30

決勝戦 4月23日 日の丸グラウンド 13:00～15:20

勝利を目指し活動中の野球部ですが、あくまでも厚生部の活動の一環として支部会員の交流と健康維持を目的としています。今まで一度も野球部への活動へ参加のなかった先生方も是非柔軟体操やキャッチボールへの参加をお待ちしていますので、今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

〈囲碁部〉

恒例の京橋支部との新春親善囲碁大会は、1月14日（土）に当支部会議室において当支部10名参加して午後1時から開かれました。昨年は14勝16敗で惜敗していますのでリベンジの大会でしたが、残念ながら本年も今一步及ばず、再び14勝16敗で惜敗しました。対局が済んでから当支部の下階の鳥元で反省会を開きました。席上の舌戦では京橋支部に負けずに、この次はやりますよと来年の意気込みをみせました。

3月27日（火）は、日本橋支部春季囲碁大会を当支部会議室にて開催しました。参加者12名。A組とB組の2グループに分かれて対戦。早く打つ人、とことん考える人入り混じり、予定時間を1時間オーバーする熱戦が繰り広げられました。結果は、次のとおりとなりました。

A 組		B 組	
優 勝	浅井光政 4勝0敗	井上健治	4勝0敗
準優勝	下村信義 3勝1敗	花山三郎	3勝1敗
1 位	原口義弘 2勝2敗	鈴木久衛	2勝2敗

今後の6月までの日程は、プロ棋士指導4月12日（木）、月例会5月17日（木）、6月28日（木）となっています。いずれも当支部会議室午後3時からです。興味をお持ちの方はのぞいてみて下さい。

〈ゴルフ部〉

第282回T.N.G.会は、若洲ゴルフリンクスにて24名の参加者で開催しました。

12月らしからぬ、無風快晴に恵まれ、9名もアンダーパーという大会でした。

今回は、5名の女性会員の参加があり、女性の部の優勝表彰もありました。今後も参加人数によっては、表彰がありますので、女性の参加をお待ちしています。

成 績

優 勝	岡 田 昇	G99	N65
2 位	二 瓶 正 之	G82	N66
3 位	山 科 裕 紀	G87	N68
ベスト	森 一 郎	OUT38	IN35

次回は、4月に相模原ゴルフクラブにて24年度第1回目が開催されます。

〈歌舞音曲（カラオケ）同好会〉

カラオケ部は毎月練習会を実施しています。参

加費は2千円。甘酒横丁の個人でお持ちのカラオケボックスをお借りしての楽しい月例会です。歌うのがお好きな会員の参加、お待ちしております。恒例の発表会は10月20日（土）を予定しています。

〈テニス部〉

12月8日（木）品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで松岡コーチ指導のもと練習会を行いました。参加者は10名。練習内容はフォーメーションを中心に練習を行いました。人数が多かったことから、ベースラインからのフォーメーション、攻撃態勢でネットに近くにいるときのフォーメーション等、練習内容も多岐にわたります。練習後は、忘年会を品川プリンスホテル品川大飯店で松岡コーチを交えて楽しく行いました。

1月24日（火）、2月21日（火）の両日、練習会を品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで行いました。1月、2月と寒い日が続きますが高輪テニスセンターは屋内練習場ですので、それほど寒くはありません。また、松岡コーチの指導により、初心者の方もベテランの方もそれぞれのレベルに合った練習が出来ます。松岡コーチのワンポイントアドバイスにより、今回も上達のポイントが確認出来ました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が楽しく出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、テニスに興味のある方は、是非!支部事務局まで連絡下さい。

今後の大会予定

春季大会	5月9日（木）	予備日	14日（月）
秋季大会	10月2日（火）	予備日	10日（水）
支部対抗戦	11月7日（水）	予備日	13日（火）

〔組織部〕

本会会則の一部改正に伴い、支部役員就任予定者の権限を整備するとともに、災害を受けた会員に対する支部会費の免除措置を講ずるための支部規則の改正、及び本会役員選挙規則の一部改正に伴い、支部役員選挙管理委員の委嘱日を変更するための支部役員選挙規則改正のため、支部定期総会に提案する準備作業を行っています。

2月の東京税理士会からの郵送物に、真っ赤な

表紙の「広域災害対策マニュアル（改訂版）」が同封されています。ご一読いただき本会が災害時の会員各位の安否確認を行うために構築した「東京税理士会災害安否確認システム」についてご理解いただくとともに、各事務所で防災訓練、重要データ等の管理、防災用品の備蓄等、緊急時に機能するように準備をお願いいたします。

[綱紀監察部]

1. 以下の会議が開催されました。

綱紀監察合同会議

日 時：平成23年12月8日（木）

午後2時から午後4時30分

場 所：東京税理士会館

出席者：会長、本部役員

全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長

東京国税局より税理士監理官ほか6名

48税務署総務課課長補佐

議 題：①綱紀部からの報告

②業務侵害監察部からの報告

③東京国税局の方針

④東京国税局からの報告

⑤支部からの提言

2. 平成21年度～23年度の税理士証票及び会員章（バッジ）の所持確認23年度分を実施しました。

日 時：平成24年2月3日（金）

午前10時から午後4時

場 所：日本橋支部事務局

結 果：対象会員 131名

実施会員 46名

未済会員 85名

対象法人 5法人

実施法人 4法人

未済法人 1法人

[税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。また、平成23年2月から支部において無料税務相談を開設しました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

加えて、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成24年実施日	会 場	担当税理士
1月11日（水）	法人会事務局	余西 吉巳
1月25日（水）	〃	岩本 忠司
2月8日（水）	〃	松崎さつき
2月22日（水）	〃	河野 拓
3月7日（水）	〃	永島 嘉治
3月21日（水）	〃	結城 昌史

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成24年実施日	会 場	担当税理士
1月6日（金）	中小企業相談センター	余西 吉巳
1月27日（金）	〃	野本 徳治
2月17日（金）	〃	岩川由美子
3月9日（金）	〃	渡辺 春樹

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成24年実施日	会 場	担当税理士
1月25日（水）	中央区京橋プラザ	猪股 正明
2月7日（火）	〃	皆平 弘一
2月9日（木）	〃	結城 昌史
2月10日（金）	〃	中根 緑
2月22日（水）	〃	皆平 弘一

《決算申告説明会》

○東京会からの依頼分

平成24年実施日	会 場	担当税理士
1月23日（月）	日本橋青色申告会事務局	若狭 茂雄
〃	〃	福岡 敏郎

《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

平成24年実施日	会 場	担当税理士
2月17日（金）	東京国税局	伊藤 孝
2月21日（火）	〃	斉藤 恵子
2月22日（水）	〃	持田 剛史
2月23日（木）	〃	高木 芳夫
2月24日（金）	〃	津村 玲
2月27日（月）	日本橋公会堂	余西 吉巳
〃	〃	中根 緑
〃	〃	岩田 浩一
〃	〃	中村 佳子
〃	〃	中沢 勇

2月28日 (火)	日本橋公会堂	赤坂 光則	《税理士記念日税の無料相談》
	〃	高山 秀三	平成24年実施日 会 場 担当税理士
	〃	緑川 光	2月23日 (木) 三越前駅地下通路 山崎 健
	〃	猪股 正明	久野 二実
	〃	高橋美津子	永島 嘉治
2月29日 (水)	日本橋公会堂	渡辺 春樹	財津 良子
	〃	丸山 清志	河野 拓
	〃	久野 二実	岩川由美子
	〃	永島 嘉治	松崎さつき
3月1日 (木)	日本橋公会堂	引地 栄二	湯本 康弘
	〃	財津 良子	緑川 光
	〃	湯本 康弘	石橋 将年
	〃	石橋 将年	以上の先生方にご協力いただき88件の相談がよ
	〃	浅見 達雄	せられました。
3月2日 (金)	日本橋公会堂	金 日永	《支部無料税務相談》
	〃	岩川由美子	平成24年実施日 会 場 担当税理士
	〃	岩本 忠司	1月11日 (水) 支部事務局会議室 角田 大
	〃	畑 芳広	2月8日 (水) 〃 中根 緑
3月12日 (月)	東京国税局	皆平 弘一	3月7日 (水) 〃 伊藤 孝
3月13日 (火)	〃	山崎 健	3月14日 (水) 〃 永島 嘉治
3月14日 (水)	〃	木下 純一	
3月15日 (木)	〃	濱川 久子	

(注) 日本橋公会堂での税務相談には、多くの納税者が相談に来所されましたので、急遽待機をお願いしていた先生方にご協力いただきました。

《申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成24年実施日	会 場	担当税理士
2月16日 (木)	日本橋青色申告会事務局	余西 吉巳
2月23日 (木)	〃	〃
3月1日 (木)	〃	〃
3月8日 (木)	〃	〃
3月15日 (木)	〃	〃

○日本橋税務署からの依頼分
新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

担当税理士
赤坂 光則
佐野 典子
林 孝子
岩川由美子
松本 悦子
福岡 敏郎

支部法対策委員会の活動は有りませんが、東京税理士会の法対策委員会より、昨年会員から頂いた検討課題結果をまとめた「支部法対等課題検討結果報告」(統一課題：東日本大震災に係る復興財源と震災特例法に関する検討 (緊急))として冊子に纏められたものが支部事務局に有りますので、関心のある会員は、事務局におたずねください。

今後も、より良い税制改正の為のご意見をお寄せ下さい。ご協力ありがとうございました。

[情報システム委員会]

確定申告期限明けの16日支部会議室において、安田信彦会員による「税理士のためのiPad講座」を開催しました。コンセプトは、入院しても業務が遂行できるようなシステム造りです。先日購入したプロジェクターを使い、そして当日安田会員に無線ランを開通してもらい、大変有意義な研修でした。情報システム委員会では、次回以降の研修テーマを、会員の皆様より募集しています。是非、事務局あてにご要望をお知らせください。

中央都税事務所からのお知らせ

5月は自動車税の納期です

平成24年度の自動車税納税通知書は、5月1日（火）に発送します。

<納期限> 5月31日（木）

<ご利用になれる納付方法>

◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁

都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

- 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ コンビニエンスストア

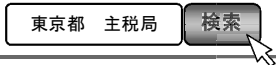
- 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
- 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。
- コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることを確認のうえ、大切に保管してください。



◆ ATM・パソコン・携帯電話からの納付

- (ペイジー) 対応のATM(現金自動預払機)から納付できます。
- インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方(事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。)はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。
- パソコン・携帯電話からクレジットカードを利用して納付することができます。取扱期間は、平成24年5月31日午後11時までです。利用できるのは、平成24年度自動車税納税通知書です。
- ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、クレジットカードにより納付した方にはおおむね4週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書(継続検査等用)を郵送します。
- 領収証書は発行されません(必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
- システムの保守点検作業のため、毎週の日曜日午後9時から月曜日午前7時までではご利用できません。

詳しくは、主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。



便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

税目 手続	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	○ 予定申告 ○ 中間申告 ○ 確定申告 ○ 均等割申告 ○ 清算確定申告 ○ 修正申告 など	○ 納付申告 ○ 修正申告 ○ 免税点以下申告 ○ 事業所用家屋貸付等申告	○ 償却資産申告
電子申請 ・届出	○ 法人設立・設置届出 ○ 異動届出 ○ 法人事業税減免申請※ ○ 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ○ 申告書の提出期限の延長の承認申請 ○ 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○ 事業所等新設・廃止 ○ 事業所税減免申請 ○ みなし共同事業に関する明細	
電子納税	○ 本税の納付 ○ 延滞金の納付 ○ 加算金の納付 ○ 見込納付	○ 本税の納付 ○ 延滞金の納付 ○ 加算金の納付	

※中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続も行うことができます。

<利用手続についてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【 ヘルプデスク】 0570-081459 (IP電話・PHSをご利用の場合: 03-5765-7234)
月～金 午前8時30分～午後9時
(土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く)

<申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係
【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係



中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

支部会員異動のお知らせ

平成23年11月16日～
平成24年3月15日

〈入会〉	11月28日	畑 芳広	京橋支部より
11月24日 高田 憲和	〒103-0027		〒103-0001
	日本橋1-4-1		日本橋小伝馬町14-5
	日本橋1丁目ビルディング16階		メローナ日本橋903
	税理士法人平成会計社		電話 5645-3763
	電話 3231-1858	1月5日 北島 秀明	神田支部より
12月21日 野田 一夫	〒103-0004		〒103-0012
	東日本橋1-1-10		日本橋堀留町1-11-10
	三幸日本橋プラザ702		堀留ファーストビル4階
	電話 3865-3379		電話 6661-9925
12月21日 福嶋 朋亮	〒103-0027	1月6日 駒井栄次朗	麹町支部より
	日本橋3-7-7		〒103-0004
	小村ビル2階		東日本橋2-16-10
	電話 6225-5475		VIP東日本橋伊吹ビル4階
12月21日 矢野奈保子	〒103-0004		電話 5825-4350
	東日本橋3-7-7-1408号	1月13日 近藤 浩道	芝支部より
	電話 3808-1320		〒103-0026
1月26日 伊村 竜一	〒103-0015		日本橋兜町12-1
	日本橋箱崎町16-11		太洋ビル2階
	ルミネ日本橋403号		電話 5652-1135
	税理士法人ファミリー会計事務所	1月27日 小林 裕子	中野支部より
	電話 3666-8491		〒103-0012
1月26日 武笠 路弘	〒103-0022		日本橋堀留町2-7-2-411号
	日本橋室町1-7-1		電話 5643-6012
	スルガビル7階	1月30日 小林 正使	上野支部より
	AGS税理士法人		〒103-0013
	電話 6803-6720		日本橋人形町1-3-6
1月26日 山内 城治	〒103-0013		共同ビル2階
	日本橋人形町3-12-3-402号		電話 6661-6713
	電話 6661-1543	2月1日 竹澤 広晃	麹町支部より
2月23日 荒川 大輔	〒103-002		〒103-0023
	日本橋馬喰町1-1-2		日本橋本町2-3-15
	ゼニットビル		共同ビル新本町6階
	税理士法人おおたか		電話 5204-0130
	電話 5640-6450	2月3日 岸田加奈恵	麹町支部より
2月23日 矢上 隆司	同上		〒103-0025
〈転入〉			日本橋茅場町2-8-4
11月28日 勝又 民樹	京橋支部より		全国中小企業会館5階
	〒103-0022		電話 5623-5631
	日本橋室町1-10-5	2月14日 岸田 康雄	江東西支部より
	テラサキ第1ビル3階		同上

〈法人入会〉

12月2日	税理士法人八重洲総合事務所 〒103-0028 八重洲1-9-9 東京建物ビル8階 電話 3271-3824	TKビル4階 税理士法人イシハラ 電話 3667-3621 大原 裕子 同 上 正田 幸治 同 上 大西萬里子 〒103-0028 八重洲1-7-4 矢満登ビル8階2号室 大西健一税理士事務所 伊東 貞 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2-205 税理士法人さくらホールディングス 財津 良子 〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル203号 電話 5643-2888
12月22日	税理士法人 イシハラ 〒103-0013 日本橋人形町1-18-5 TKビル4階 電話 3667-3621	伊東 貞 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2-205 税理士法人さくらホールディングス 財津 良子 〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル203号 電話 5643-2888
1月19日	税理士法人さくらホールディングス 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2-205 電話 6410-6430	佐々木省吾 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-38-13 TYビル4階 電話 3669-7009 深谷 康祐 〒103-0027 日本橋3-7-7 日本橋アーバンビル5階 電話 3272-3306 今井 儀徳 〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775 萩原 和男 〒103-0013 日本橋人形町1-12-11-3802
〈事務所住所変更〉		
赤根 豊	〒103-0027 日本橋2-1-18 C-road Bldg	佐々木省吾 〒103-0014 日本橋蛸殻町1-38-13 TYビル4階 電話 3669-7009
星野 真吾	同 上	深谷 康祐 〒103-0027 日本橋3-7-7 日本橋アーバンビル5階 電話 3272-3306
小池 良	〒103-0012 日本橋堀留町1-5-11 堀留Dビル7階	今井 儀徳 〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775
下田 泰寛	同 上	萩原 和男 〒103-0013 日本橋人形町1-12-11-3802
田村 菜穂	同 上 電話 5695-2381	
石田 俊也	〒103-0013 日本橋人形町1-16-9 ミキビル5階	
深澤 博	〒103-0028 八重洲1-9-9 東京建物ビル8階 税理士法人八重洲総合事務所	
佐々木省吾	〒103-0015 日本橋箱崎町16-11 ルミネ日本橋403号 税理士法人ファミリー会計事務所 電話 3666-8491	〈法人事務所住所変更〉 税理士法人蔵人会計事務所 〒103-0027 日本橋2-1-18 C-road Bldg
菅 宰次	〒103-0013 日本橋人形町3-2-12 松屋ビル4階 電話 3661-4072	〈事務所名称変更〉 芦塚 泰 税理士法人八重洲総合事務所 〈事務所電話番号変更〉 芦塚 泰 電話 3271-3824 坂村 武春 電話 3664-6321
牛田 英郎	〒103-0013 日本橋人形町1-18-5	〈転出〉 小林 雅夫 品川支部へ 山守 寛子 本所支部へ

角田 哲也 本郷支部へ
 山田 忍 練馬東支部へ
 塩田 誠朗 荻窪支部へ
 白井万佐夫 神田支部へ
 依田 貴志 江東東支部へ
 原 大 麻布支部へ
 浅原 清乃 麹町支部へ
 市原 和洋 〃
 遠藤 範子 〃
 片寄 祐希 〃
 西條 玲子 〃
 斉藤 哲 〃
 新垣 敦子 〃
 陣内 正吾 〃
 鈴木 雅人 〃
 田村 信勝 〃
 藤間 秋男 〃
 肥後 好美 〃
 樋渡 順 〃
 松本 浩之 〃
 石川 一実 日野支部へ
 伊東 茂文 京橋支部へ

藤川裕紀子 麹町支部へ
 幸 かおる 江戸川南へ
 渡邊 公年 京橋支部へ

〈退会〉

小澤 昌志 関東信越会へ
 石原 光義 東京地方会へ
 川島 貢 業務廃止
 坂本 光市 〃
 西田 康彦 九州北部会
 前田 努 近畿会へ
 水口 喜恵 北海道会へ

〈会員死亡〉
 謹んでお悔やみ申し上げます。

牛田 英郎	昭和17年10月17日生まれ	69歳
	平成23年12月14日死 亡	
佐藤正之助	大正15年 2 月10日生まれ	85歳
	平成23年12月28日死 亡	
浅野 俊郎	昭和14年 3 月15日生まれ	72歳
	平成24年 2 月17日死 亡	



編 集 後 記

桜の季節もあっという間に終わり、ゴールデンウィーク真っ最中。大いに休暇を楽しみたいところですが、3月決算のことを考えると・・・。

ゴールデンウィークが6月にあれはと思うのは私だけでしょうか。

ところで、今月中に再稼働がない限り全ての原発が停止してしまうとのこと。去年の夏以上の暑い夏になると思われます。

良いニュースの少ない中、震災の復興需要で内需が上向き、円高の一服感で輸出も好転しているようですが、これが本当の自律回復につながることを祈るばかりです。

今号も会員の皆様のご協力により無事に発行することが出来ました。ご多忙の中ご寄稿頂いた会員の皆様には心から感謝申し上げます。

〈編集委員〉 高橋美津子 小畑孝雄 家崎克夫
 小出純江 櫻井和儀 鈴木 寛 梅田文江

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資(マル経融資)のご案内

～先生ご自身、また顧問先事業所様の事業資金にぜひご活用下さい!～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で(保証協会の保証も不要)商工会議所の推薦に基づき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

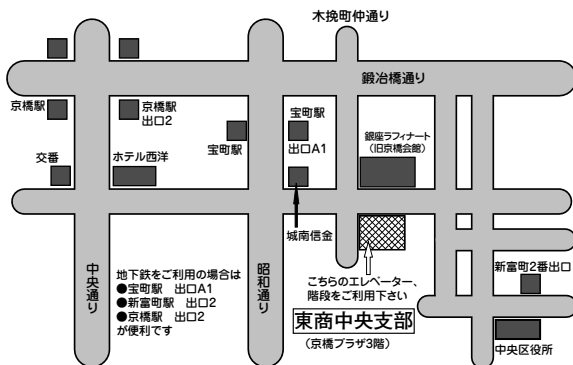
〈融資対象となる方〉

- 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
(パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます)
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税等)を完納している方 等

〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
 ※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。
 ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



融資の条件

資金用途	運転資金 設備資金
融資限度	1,500万円
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
担保保証人	不要 (保証協会の保証も不要です)
利率	年1.85% (平成24年3月9日現在)

- 利率は金融情勢によって変わります。
 - 中央区より支払利率の30%を補助!
- ※審査の結果ご希望に添えない場合がございます。
 ※上記の融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成25年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

経営に関するお悩み承ります

弁護士による無料法律相談
 毎月第3火曜日 午後1時～4時
 要予約・電話にてご予約下さい

社会保険労務士・税理士・弁理士等へのご相談についてもお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET (オンライン型)とPOST (郵送型)の2つの方式から選べます。



報酬自動支払制度 検索



関与先1件からご利用できます。

当ホームページより利用申込書を作成し、
新規お申込みいただいた先生へ
もれなくクオカード¥1,000分プレゼント!

税理士協同組合事務代行社
株式会社 **日税ビジネスサービス**
TEL 0120-155-551
URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>
〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

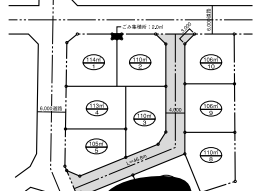
小規模宅地の特例改正で 相続税が増税に...



実績1
相続不動産等の売買
仲介**500**件/年

実績2
広大地用区画割図
提供**1,000**件/年

実績3
不動産鑑定評価
提供累計**500**件



税理士事務所
発生する不動産案件は、
29年の実績と信頼の
当社へお任せ下さい。



税理士協同組合指定会社
株式会社 **日税不動産情報センター**
TEL 03-3346-2220
URL <http://www.nichizei.com/nf/>
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

生きるための がん保険 Days



生きるためのがん保険Days (デイス) 保険期間: 終身
スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合 (〈抗がん剤治療特約〉は10年)

1 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、上皮内新生物の場合10万円

2 「入院」も「通院」も日額1万円
日数無制限*で保障
※日数無制限保障となる通院は三大治療 (手術・放射線・抗がん剤) のための通院の場合

3 三大治療をしっかり保障!
抗がん剤治療は通算600万円まで保障!

プレミアムサポート 訪問面談サービス 専門医紹介
※このサービス (プレミアムサポート) は、株式会社法研が提供するサービスです。
〈がん保険Days (デイス) の保障の一部ではありません。〉

+ <Days> にプラス!
健康保険制度が適用されない先進医療にも対応! がん先進医療特約
女性特有の「がん」の保障を強化する 特約 コサージュ
「がん」になったときの収入減少に備える 所得サポート特約

商品の詳細はパンフレット (契約概要) をご覧ください。

引受保険会社 / アフラック 首都圏第一総合支社 TEL.03-3344-1580
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF271-2011-0240 6月17日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店
募集代理店 株式会社 **共栄会保険代行**
TEL 0120-922-752
URL <http://www.nichizei.com/khd/>
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

安心療養サポート (団体所得補償保険)

- 最長1年間補償に加え、最長2年間補償タイプも新登場
- 無事故の場合、保険料の20%返れい (中途脱退の場合、返れい金はありません。)

団体30%
割引適用



生涯収入プロテクション (団体長期障害所得補償保険)

- 70歳までの超長期補償
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談付帯

■税理士協同組合 組合員の先生・事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険

集団扱
5%割引



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社 / 株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ11-02497 2011/06/15

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店
株式会社 **日税サービス**
TEL 03-5323-2111
URL <http://www.nichizei-net.com>
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

多彩な事業で事務所の繁栄をお手伝い ご利用ください東税協の事業

税理士ローン	事業ローン、住宅ローン、小型ローン、季節資金(中元・年末)
報酬自動支払制度	手間ヒマ省けて経費節減
税理士DC(ゴールド)カード	VISA・Master Card
税理士・MUFJカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード	
税理士年金	<p>東税協 直営売店</p> <p>組合員には三つの特典</p> <p>特典1 定価の1割引販売 ●一部の商品を除き、組合員には定価の1割引で販売。</p> <p>特典2 1回のお買上げ金額5千円以上は 配送料無料</p> <p>特典3 代金後払いサービス ●組合員が東税協のホームページ、FAX、電話で注文された時に「代金後払いサービス」が利用できます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> http://www.tozeikyō.or.jp </div> <div style="text-align: center;"> 03(3354)6446 </div> <div style="text-align: center;"> 03(3354)6141 </div> </div> <p>●書籍・書式、様式類など、いずれも1冊から注文OKです ●在庫のあるものは翌日配送も可能です。</p>
不動産情報サービス事業	
小規模企業共済、中小企業倒産防止共済	
中小企業退職金共済制度(中退共)	
東税協リース、オートリース	
災害補償共済事業(あんしん財団)	
ドクターオブドクターズ・クラブ	
紛失物回収サービス(マイブーメラン)	
トナーカートリッジ斡旋事業	
百貨店優待制度	
タカシマヤカード《ゴールド》	
教育情報事業、AFP資格取得研修事業	
集団扱自動車保険・火災保険	
東京税理士協同組合ファミリーガード保険	
事務用スチール製品等の斡旋	
人材派遣、人材紹介	
弔慰金制度	
東税協共栄会・業務受託事業	
全国税理士共栄会・業務受託事業	

東京税理士協同組合

http://www.tozeikyō.or.jp

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1	東京税理士会館 別館2階	TEL 03(5363)2011(代)
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6	東京税理士会館1階	TEL 03(3354)6141(代)

新年賀詞交歓会



▲ 藤山支部長



◀ 中島顧問乾杯あいさつ



◀ 若尾署長



日本橋人形町いまむかし(有田芳男氏講演)



◀ 高橋都税事務所長

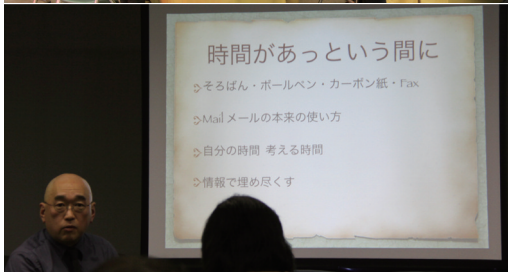
確定申告無料相談会



▶ 税理士記念日



◀ 税理士記念日



◀ iPad研修会
ご苦労様会
確定申告無料相談



東京税理士会春季大会

